

件 名	亀山市行政不服審査会条例	企画総務部 総務法制室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>行政不服審査制度における公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）が、平成28年4月1日から施行されます。</p> <p>これに伴い、地方公共団体に執行機関の附属機関として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を設置する必要があることから、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>（1）法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、亀山市行政不服審査会（以下「審査会」といいます。）を設置します。 < 第1条関係 ></p> <p>（2）審査会は、委員5人以内で組織することとします。 < 第2条関係 ></p> <p>（3）審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱することとします。また、委員の任期、再任の可否、罷免の要件及び守秘義務について定めます。 < 第3条関係 ></p> <p>（4）審査会の会長に関して必要な事項を定めます。 < 第4条関係 ></p> <p>（5）審査会の会議に関して必要な事項を定めます。 < 第5条関係 ></p> <p>（6）審査会の庶務は、企画総務部において処理することとします。 < 第6条関係 ></p> <p>（7）その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとします。 < 第7条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>（1）施行日は、平成28年4月1日とします。</p> <p>（2）附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、行政不服審査会委員の報酬及び旅費を定めます。</p>		

亀山市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第1号

亀山市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、亀山市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のために職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があら

かじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、企画総務部において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

別表亀山市子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 7 , 1 0 0 円
-----------	----------------